

市民社会概念の歴史

平子友長(一橋大学)

A. はじめに

本報告は市民社会に関して日本の社会科学者の間に広く受け入れられている「常識」を克服することを目的としている。

その「常識」とは、(1)市民社会とは西欧近代社会の歴史的産物であり、すぐれて近代市民社会であるという「常識」（市民社会＝近代市民社会）であり、(2)市民社会とは商品市場の発展を土台として形成されたすぐれて経済的社会（アダム・スミスが「商業的社会 the commercial society」と呼んだところの経済的規定を第一義とする社会）であるという「常識」（市民社会＝経済的社会）である。

(1)市民社会は西欧古典古代に由来する伝統的社会概念であり、西欧の歴史はそれぞれの時代に自らの政治的社会編成を市民社会 *societas civilis* という用語を用いて説明してきた。西欧近代社会が自己を「市民社会」として定義したことも、西欧社会のこの歴史的伝統に従ったまでのことである。その際、各歴史的社會は自らの歴史的個性を伝統的市民社会概念の再定義ないし再解釈として表現してきた。従って西欧の政治的社会構成の歴史は同時に市民社会概念の意味変容史として記述することも可能である。西欧近代市民社会の把握は近代における市民社会概念の意味変容の問題として解明されなければならない。

(2)西欧近代市民社会の歴史的個性が、市民社会＝経済的社会という等式で要約されることは、西欧近代の歴史的経験に限ってみてもむしろ例外的現象であり、ラテン語の *societas civilis* を起源とする用語（*civil society*, *société civile*, *società civile* などの）が日常語として定着している諸地域においては、政治的社会結合を表示する概念としての市民社会がその伝統的性格を喪失することはなく、近代市民社会の近代性は、政治的(従って非経済的)社会の枠組みを前提した上で政治概念の意味変容の問題として了解されてきた。

これに対する例外的現象として、*societas civilis* としての市民社会から完全に断絶された地平で近代市民社会概念を形成した言語圏があった。ヘーゲルの『法哲学』における用法によって決定的に定着したドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* がそれである。以下に説明するように、政治－経済の二分法は市民社会の伝統に忠実であったとしても、ヘーゲルは政治を「国家」*Staat* の政治的機能に還元したうえで、*bürgerliche Gesellschaft* を分業によって織りなされる経済人 *homo oeconomicus* の経済的＝非政治的社会統合として定義した。ここに西欧社会思想史上初めて政治的社会としての含意を持たない「市民社会」概念が登場した（もしドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* をなおも「市民社会」と訳し続けるとすれば）。ここにヘーゲルによる「市民社会」概念の意味転換の革命的意義を称揚する議論が生まれた（とくにドイツ語圏の研究者たちの間で）が、事実はむしろ、近代ドイツにおいては *societas civilis* に対応する日常語を形成することができなかつたということである。

ドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* はこれをそのまま *civil society* と英語訳することはできず、あえて訳すとすれば *bourgeois society*, *société bourgeoise*, *società borghese* と訳すべき言葉である。事実グラムシは、マルクスの *bürgerliche Gesellschaft* を *società borghese* と訳出して、*società civile* と明確に区別している(後述 F 参照)。報告者は以前、*bürgerliche*

Gesellschaft を「ブルジョワ社会」と訳したが(平子,1984,1991), この訳語はそれが指示する社会に対する否定的な価値評価があまりにも強く, 経済社会と等置された市民社会を表示する歴史的客観的概念として使用するには不適切であると判断し, この訳語を使用しないことにした。暫定的試みとして本報告では, *bürgerliche Gesellschaft* の訳語として「市民社会」を用い, *societas civilis*, *civil society*, *société civile*, *società civile* などの訳語としての市民社会と区別した。

日本における市民社会概念受容の歴史の特殊性は, (1) *bürgerliche Gesellschaft* と *civil society* とを明確に区別する視座をほとんど持たず, 従って両者ともに市民社会という訳語を当ててきたこと, (2) ドイツ社会諸科学の概念枠組みの圧倒的影響の下に, 市民社会の意味内容を主としてドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* の用法から汲み取り, その上でドイツ語以外の社会科学の古典的著作における *civil society* の用法を前者に整合的に解釈替えして理解するという手法を採ったことであった。ヘーゲル, マルクスの線でいったん「市民社会」概念を確定した上で, その源流をアダム・スミスを頂点とするイギリス経済学説史の理論構成に遡及的に探求するという一九三〇年代に確立した(きわめて日本的な)経済学説史ないし社会思想史の問題構成はこの経緯を物語っている。また市(いち)の民(たみ)からなる社会として市民社会という訳語が本来経済に対立する政治的社会を意味した *civil society* の訳語として日本語に定着した理由も, 上記の事情を物語っている。

B. 市民社会の伝統的概念

ここで市民社会とは, ラテン語の *societas civilis* を語源とする西欧諸語に対する日本語訳である。*societas civilis* はギリシャ語の *πολιτικὴ κοινωνία* (直訳すれば「ポリス的ないし政治的共同体」) の訳語として使用された。「市民社会」の原義は, まずギリシャ語の *πολιτικὴ κοινωνία* の意味を理解することから始める必要がある。市民社会概念の伝統の形成にあたって決定的役割を演じたものは, アリストテレスの『政治学』におけるポリスの定義であった。

(1) アリストテレスはポリスを「ポリス的—政治的—共同体 *η πολιτικὴ κοινωνία*」(1252a)と定義した。ポリスは, 単に生きるのではなく, 「善く生きること *εὖ ζῆν*」を目的として結合した市民たち *πολιταί* の共同体であり, 人間の形成するもろもろの共同体の中で最高最善の共同体である。それはまさにこのポリス的共同体においてこそ人間の自然本性 *φύσις* は完成される *τελειότητα* からである。かくしてポリスは人間にとって「終局目的 *τέλος* としての自然」であり, 人間がこのように自己の自然の完成をめざして努力しつつ, それがポリス的共同体の形成をもって完遂されるという独特の本性 *φύσις* を有する動物であるという認識を, アリストテレスによる「ポリス的動物 *πολιτικὸν ζῷον*」としての人間という定義は表している(1252b-1253a)。従ってこの定義によってアリストテレスは人間が単に社会を形成し, 社会の中で生活する一個の社会的存在であることを主張したのではなく, 人間の自然本性はさまざまな共同体をその都度の必要性に迫られて形成しつつも, 最高最善の共同体の形成をもって完成態を獲得するという独特な目的論的構造を持っていることを表現したのである。市民社会とは人間の人間としての完成をめざしつつ最高最善の共同体を志向するとい

う人間の実践的関心の中から生まれてきた概念であった。ここに西欧の市民社会理論が自然概念ないし自然法思想と結合すると共に、その場合の自然概念が何らかの目的論を含意していること、思想史上の根拠がある。

以上の考察から市民社会は特定の歴史的な社会関係ないし制度を客観的に表示するだけの単なる記述概念ではなく、市民社会概念には、この言葉に重要な意味を付与して生活してきた人々の実践的関心とそれに基づく現実了解の独特の認識論とが初めからインプットされていることが明らかとなる。市民社会の意味を考察する際には、それが市民たろうとした人々のどのような生活態度を前提としているかを明らかにしなければならない。

(2) ポリスはオイコス(家)との対抗関係において初めて意味を獲得する社会関係である。ポリスはオイコスとは異質な編成原理によって構成されている社会関係である。アリストテレスは、オイコスを管理する知識と技術の全体を家政学 $\eta\ \omicron\iota\kappa\omicron\nu\ \mu\iota\kappa\eta$ 、ポリスを管理するそれを政治学 $\eta\ \rho\omicron\lambda\iota\iota\kappa\eta$ と呼んだ。家政学と政治学は、市民は同時に家長でもあるという一点で結びついているとはいえ、市民はオイコスの経済的活動を免除されている限りでのみ、政治的共同体の成員たりうる点で、決定的に区別されていた。アリストテレスによれば家政学は本質的に必要性と強制 $\beta\iota\alpha$ に基づき、奴隷に委託することのできる領域であるのに対して、政治学は本質的に自由人の自由人に対する支配であり、正義に基づく倫理的領域であり、他人に委託することの許されない営為であった(ここで近代における職業的官吏に委託された政治との対照性は明白である)。アリストテレスは、ポリスとオイコスの対抗関係を「公的なもの $\kappa\omicron\iota\nu\omicron\nu$ 」-「私的なもの $\iota\delta\iota\omicron\nu$ 」および「自由 $\epsilon\lambda\epsilon\nu\tau\epsilon\lambda\iota\alpha$ 」-「必要ないし必然性 $\alpha\nu\alpha\nu\kappa\eta$ 」という二つの二項図式で理解している。

アリストテレス『政治学』の社会認識枠組みは、(1)社会を政治と経済との二元的編成からなるものと理解し、(2)これを「公と私」および「自由と必然」の対抗と重ね合わせて理解するものであった。この認識枠組みを前提として、市民社会の伝統的概念は形成された。すなわち市民社会とは、(1)オイコスを拠点として営まれる経済的共同体ではないという意味で政治的社会であり(経済的原理とは異質な政治的秩序形成としての市民社会)、(2)「国家」という政治装置を必要としない市民たちの政治的結合という意味で「国家」(による政治的統合)とは区別される特殊な政治的社会である(「国家」とは異質な政治的秩序形成としての市民社会)。(3)市民社会は、軍事、祭祀、言語を始めとする日常生活における具体的共同性を土台としてその上に「自由の領域」として独自の政治的共同性を構築しようとする志向を體現する限り、それは「人権」、「国民」などの抽象的概念に基づいて匿名的不特定者を擬制的に一定の政治的秩序に統合する近代国民国家の政治理念とも対立する概念である。

1. アリストテレス

2. キケロ

C. 市民社会概念の変質 その1 「国家」の登場による政治概念の変質

西欧史における市民社会概念は近世における「国家」の登場と共に重要な変質を蒙ること

になった。ここで「国家」とはラテン語の *status* およびそれに由来する *state, état, stato, Staat*（「国家」に対応するドイツ語は存在していることに注目せよ！）などの訳語を意味し、かつ西欧の絶対主義の成立と共に形成された独特な政治的支配のタイプを表示する歴史的概念である。政治的支配体制一般を意味する日常語の用法と区別するために括弧を付して用いることにする。

「国家」はマキャヴェッリによって初めて西欧語の中に導入された政治概念である。マキャヴェッリは、「自由で平等な」市民たちの水平的な政治的結合をモデルとする市民社会型政治理論に対して、そのような政治的共同性を一切必要としない政治的秩序形成の在り方を *stato* と呼んだ。それは、有能な支配者（*il principe*）が配下の支配機構を駆使して強制力を行使し、主として住民の支配者に対する恐怖心に依拠してとりあえず「平和な」政治秩序を形成するという構想であった。*stato* がもたらした西欧の政治理論上の革命は、(1)単一の支配者（の強制力）に対する住民の恐怖心を普遍化し、このように武装解除された住民に対して支配者が統一的な手法で支配を行使することによって事後的にある種の擬制的な「政治的共同体」（支配者と被支配者を包含する言語、宗教、文化の次元での共同性を一切前提としない）を構築することが可能であることの発見であった。(2)*stato* の構築は、従って伝統的な市民社会の土台をなしており、かつ *stato* 型支配に対する抵抗の拠点でもあったいわゆる中間諸団体を解体し、彼等をばらばらの諸個人に分解する過程を随伴した。ここに一切の共同体的束縛から解放された近代個人が成立する。近代個人主義は *stato* によって作為的に創出された観念形態であり（このことを実証することがフーコーの仕事であった）、市民社会は個人主義を必ずしも前提としない。(3)政治的権力の行使が支配者の権力機構に集中するに伴い、政治は次第に専門的職業集団による政治となっていった。ウェーバーのいう「職業としての政治」の成立である。これに対して市民社会の政治は本質的に非職業人による政治であった。(4)政治が専門的政治集団（広義の官僚たち）の手中に吸収されると共に、市民社会は脱政治化されてゆく。政治的機能を「国家」に吸収された市民たちに残された機能は、「自己保存」すなわち経済的活動に邁進することだけになった。こうして *stato* の導入は、政治概念を決定的に変質させると共に、「国家」と社会という新しい二元論を生み出し、これが政治と経済の二元論と等置されて、西欧近代の社会理論の基本的枠組みを形成することになった。(5)同時に「国家」による政治も、市民社会におけるように「善く生きること」という倫理的目的を追求することをやめ、平和を維持し、住民の経済的活動に奉仕するという経済的活動を本業として営まれるようになった(*police* 概念の変化)。こうして政治が手段的性格を全面に押し出してくると共に、政治の自己目的性および倫理性を根拠として成り立っていた伝統的市民社会概念における政治と経済の二元論は意味を失っていった。

stato 型の政治支配が西欧の絶対王政の手を通して実現されていった過程で、市民社会概念は本質的な変質を蒙ることになった。(1)市民社会は *stato* 型の政治支配の否定ないしはそれへの抵抗の原理として生き続けることになるが、それはもはや *stato* 導入以前の *stato* なき政治的共同体の構築というラディカルな主張を貫くことができず、「国民」、「国土」や「政府」といった *stato* によって設定された政治的枠組みをある程度前提とした上での政治的権能の市民たちへの返還要求とならざるをえなかった(例えばルソー)。(2)より妥協した形態においては、*stato* 型の政治支配への抵抗という原理的対決点さえも消失して、*stato* 型の政

治支配それ自体の枠内でそれを君主制的形態から市民たちの政治的合意を調達する機構を備えたより民主的な「市民政府 *civil government*」に転換することを、市民社会と呼ぶ慣行が生まれた（例えばジョン・ロック）。近代の民主主義理論は基本的にこの系列に属する。(3)さらに「むきだしの権力」として出発した *stato* 型の政治支配が立憲君主制の形態をとり、欽定法の支配が確立することそれ自体を、市民社会と呼ぶ慣行も生まれた（例えばホッブズ、カント）。

3. マキャッヴェッリ

4. ホッブズ

D. 市民社会概念の変質 その1 オイコス崩壊と家族とポリティカル・エコノミーの登場

stato の登場は、政治的機能を独占した「国家」と脱政治化された「社会」という近代的な二元的状況を生み出したが、同時に脱政治化された「社会」の内部でも決定的な変化が生じた。それは経済的活動を一手に引き受けていたオイコスが分解し、経済的活動はオイコスの枠を越えて、ポリス規模で遂行されるものと観念されるようになったことであり（ポリスのオイコスの成立）、他方で経営体としての家から経営的機能が剥奪されて（家政と経営の分離）、消費共同体を基本的性格とする家族が成立したことであった。ここで家族とは *familia*, *family*, *famille*, *Familie* などの訳語である。家族はわざわざ近代家族と言うまでもなく、近代的概念である。

ポリティカル・エコノミーは、ジェイムズ・スチュアート、デイヴィッド・ヒュームやアダム・スミスらによって学問世界に導入された概念であるが、これによってポリス・オイコスの二項図式の上に成立していた市民社会はほとんど理論的意義を失ってしまった。それに代わって文明化 *civilization* ないし文明化された社会 *civilized society* という概念が、全面に押し出されてくる。後者は、商品生産と分業に基づく生産諸力の上昇の結果として人々の生活様式が次第に富裕となり、洗練されてゆく過程を表示する経済学的概念であった。ここに *civil* という用語を(1)非政治的な意味で、主として経済的社会の特殊な発展段階を表示する概念として使用するという全く新しい用法が生み出されると共に、(2)歴史の進化過程を文明化として把握するスミスによって、*civil* という用語が西欧近代のメルクマールとして使用される時代が開始された。

5. Smith

アダム・スミスは、*civilized society* と *civil society* を厳密に区別しており、文明 *civilization* ないし文明化された *civilized* は、分業に基づく生産諸力の高度な発展を意味し、「未開かつ野蛮な社会」に対置される用語であるが、*civil society* は正義の原理の貫徹する社会という意味で、政治的社会を意味した。

『1766年の法学講義』から－「ホッブズ氏によれば市民社会の設立以前には人類は戦争状態にあった。…正義の目的は侵害から守ることである。そしてそれは市民政府 *civil government* の基礎である。」(Smith, 1766, pp. 397f.)。」「人々を導いて市民社会を結成させ

る原理が二つある。それを権威の原理と功利の原理と呼ぶことにする。」(ibid.,p.401)。「一国の富裕を増加させるものは分業である。文明化された社会 a civilized society においては確かに分業が行われている・・・。」(ibid.,pp.489f.)。

スミスの civilized society をそのまま市民社会と混同することは、ヘーゲル以降のドイツ人(もしドイツ語の bürgerliche Gesellschaft を civil society の訳語であると誤認した限りで)、そしてとりわけ近代日本の社会学者によって持ち込まれた思考様式であった。

6. Rousseau

市民社会が、一方では「国家」に吸収され、他方ではポリティカル・エコノミーとして登場した経済社会に解消されつつあった一八世紀において、大部分の啓蒙思想家がこの変質過程を肯定する立場をとった中で、この傾向にあくまでも反対し、市民社会の伝統的概念を擁護しようとした例外的な思想家がルソーであった。「国家」に対する対決は「主権は譲渡できない」という有名なテーゼのうちに集約されていると考えられるが、市民社会と「市民社会」の混同に対してルソーは次のように警告を発している。「シテ cité という言葉の真実の意味は、近代人たちのあいだでほとんど完全に消えてしまった。大部分の人々は、市 ville をシテ cité と取り違え、ブルジョワをシトワイヤンと取り違えている。家々 les maisons [オイコス] が集まっても市ができるだけであり、シトワイヤンが集合して初めてシテができることを、彼等は知らないのだ。」(Rousseau,1762,p.222)。

ルソーは近代市民社会の特質を「シトワイヤンのブルジョワとの取り違え」として正確に把握している。

E. Bürgerliche Gesellschaft 概念の特殊性 ドイツにおける市民社会概念の不在

ヘーゲルの『法哲学』の革新的性格は、西欧近代社会に進行していた市民社会の意味喪失過程を、そしてそれに代わって政治的国家—ポリティカル・エコノミー—家族という新しい三項的状况が成立してきた過程をほとんどリアル・タイムで理論化することに成功した点であった。ヘーゲルの『法哲学』第三部「人倫 Sittlichkeit」の三部構成にそれは見事に具体化されている。ヘーゲルの偉大さは、従って、彼が市民社会論を展開したことにあるのではなく、むしろそれを展開しなかったことに求めなければならない。(そしてこのことを正しく理解できなかったことに、日本における市民社会理論のある種の不毛さは淵源している。)

「ドイツ語には、特権市民という概念から区別された、社会の同権の市民という概念にあたる固有の言葉がない。」(Bernstein).

7. Kant

8. Hegel

ヘーゲルの『法哲学』における die bürgerliche Gesellschaft は、市民社会 civil society ではなく、ポリティカル・エコノミーの成立下における civilized society を意味している。このことは『法哲学』を注意深く読めば、ヘーゲル自身ははっきりと述べていることが分かる。

(1)「[考察の]対象は、[抽象的]法においては人格、道徳的立場では主体、家族では家

族成員, die bürgerliche Gesellschaft では Bürger(bourgeois としての)である・・・。」(Hegel,1921, § 190) 。ここでヘーゲルは彼の die bürgerliche Gesellschaft の構成員たる Bürger が市民 citizen ではなく、「市民」bourgeois であるとはっきりと断っている。

(2) 「die bürgerliche Gesellschaft は家族と国家の間にはさまる差別態である。とはいえ die bürgerliche Gesellschaft の形成は国家の形成よりも後に行なわれた。というのは die bürgerliche Gesellschaft は差別態としては国家を前提しているからである [ここでヘーゲルが理念的に説明している国家の先行性は、歴史的事実にも対応している] 。・・・die bürgerliche Gesellschaft の創造は現代世界に属する [もし die bürgerliche Gesellschaft が civil society の訳語であるとしたら『現代世界に属する』とは言い切れなかったはずである] 。」(ibid., § 182, Zusatz)。この節は、「国家経済学 Staatsökonomie は近代をその地盤として成立した諸学問の一つである」(ibid., § 189)と対応している。なおポリティカル・エコノミーを「国家経済学」と訳出して、ポリティカルと「国家」の間に横たわる本質的差異に盲目であったことが、ヘーゲルならびにドイツ社会科学の限界であった。

ヘーゲルの市民社会論は、もし存在するとすれば、それは「国家」の倫理的自己目的的性格を展開した「国家」論の中に吸収されてしまっている。

9. Marx

(1)マルクスの die bürgerliche Gesellschaft の用法は、基本的にヘーゲル『法哲学』のそれを踏襲するものであるから、それは市民社会論ではない。

「物質的生活諸関係の総体をヘーゲルは、一八世紀のイギリス人とフランス人たちの先例に倣って、『die bürgerliche Gesellschaft』の名の下に総括している。この die bürgerliche Gesellschaft の解剖はポリティカル・エコノミーの内に求めなければならない。」(Marx,1859,S.100)。もしこの die bürgerliche Gesellschaft を市民社会と理解すると、物質的生活諸関係の総体を市民社会と見なした一八世紀のイギリス人とフランス人はスミスも含め一人も存在しなかったという事実と矛盾する事になる。問題は、上記の引用においてヘーゲルにとって「先例」として役だった「一八世紀のイギリス人とフランス人たち」が die bürgerliche Gesellschaft に対応する原語としていかなる用語を使用したのかという点である。英語圏においてはすでに civil society と区別された civilized society が一八世紀に定着しつつあったことは、スミスの節で指摘した。だがフランス語圏においてはいかなる区別が定着しつつあったのか、不明である。

「フランス人とイギリス人たちはともかく歴史に唯物論的な土台を与えようとする最初の試図をなした。というのは、彼らが die bürgerliche Gesellschaft の歴史すなわち商業と工業の歴史を初めて書いたからである。」(広松,22)。「従来のあらゆる歴史的諸段階に現前した、生産諸力によって制約されそして生産諸力を制約しかえすところの交通形態、それが die bürgerliche Gesellschaft である。・・・この die bürgerliche Gesellschaftこそが歴史全体の真の汽罐室であり舞台である・・・。」(広松,p.38)。

マルクスは『資本主義に先行する諸形態』において「古典古代的所有」を特徴付ける際に、ラテン語の civis を Staatsbürger と訳している。「所有が国家所有および私的所有という二重の形態で並存するので、私的所有は国家所有によって媒介されたものとして現われ、従って国家市民だけが私的所有者・・・でなければならない。」(Marx,1857-58a,S.390)。これは

citoyen を Staatsbürger と訳すカント以来の伝統に従ったといえるが、このことによってマルクスにおいても Staat による政治に対抗する政治概念としての市民社会という含意が消失してしまった。

(2)マルクス独自の市民社会論はむしろ市民社会概念なき市民社会論として展開されている。それは第一に、政治的「国家」に対置される独特な「社会」概念を基軸に展開されている。「国家」が政治的機能を独占している歴史的状況に規定されて、マルクスは、政治を「国家」と等置し、政治的権力として「社会」から疎外された人間の社会的力を「社会」の手に取り戻すという理論を構成している。

マルクスの「国家の死滅」論は、「国家」によって統制された政治とは異なるレベルにおける市民たちの自治的な政治の可能性を構想する限り、伝統的な市民社会概念の継承という一面をもっている。

(3)マルクスが『資本論』第三巻で示唆した「必要性の国」と「自由の国」の区別は、伝統的な市民社会論におけるポリスとオイコスの区別に対応するものである。「自由の国 das Reich der Freiheit は、実際に、必要 Not および外的合目的性によって限定される労働行為が終わるところで初めて始まる。…必要性の国 das Reich der Notwendigkeit の向こう側で、自己目的と見なされる人間的な力の発展が、すなわち真の自由の国が始まる。」(Marx,1894,S.828)。

必要性と自由との二分法が社会理論として意味を持ち続ける限り、それは市民社会論の継承という意義を持ち続ける。しかしマルクスが、「自由の国」における「自己目的と見なされる人間的な力の発展」の具体的内容を説明することができなかったという点に、西欧近代における市民社会概念の意味喪失の深さが示されている。近代人はもはや古典古代の市民たちのように「政治活動を(自己目的として)行う」とは言えない状況の中に生きているからである。

10. Weber

ウェーバーの西欧近代社会の記述においては、政治的社会概念としての市民社会は基本的に存在しない。ウェーバーは *bürgerlich* という用語を専ら非政治的關係（すなわち近代資本主義の合理的経済關係）を表示する概念として使用している。典型的用例－「我々が文化の普遍史を論ずる際に、純粹に經濟だけをみた場合、中心的問題は、…自由な労働の合理的組織を有する *bürgerlich* な経営資本主義の成立である。あるいは、文化史に目を転ずれば、西欧的市民層および彼等の特性の成立であり、これはもちろん資本主義的な労働組織の成立と密接に関連している。」(Weber,1920,S.10)。

F. 二〇世紀西欧における市民社会概念の再生の試み

市民社会は、(1)それが経済社会の利害關係に基づく論理とは異なる地平で独自の政治的共同の構築を志向する理念および運動を意味する(政治的社会としての市民社会)と共に、(2)政治的社会の内部では、「国家」の登場以降支配的となった機構ないし装置による政治

に対抗して、市民自身による水平的でかつ自治的な政治的関係の領域を確保し、定着させ、拡大させてゆこうとする理念および運動を意味する（「国家」と対抗する市民社会）。これが市民社会が西欧史の脈絡の中で伝統的に保持してきた意義であったが、二〇世紀における市民社会理論の再生をこの伝統に最も忠実に試みた思想家が、アントニオ・グラムシであった。

11. Gramsci

(1)グラムシは、市民社会 *la società civile* と「市民社会」 *la società borghese* とを区別している。彼はマルクスの *die bürgerliche Gesellschaft* の訳語として *la società borghese* を用いている。彼は、市民社会を上部構造 *superstruttura o sovrastruttura* に、「市民社会」を土台 *struttura* に含めている。

(2)さらに彼は上部構造を市民社会と「政治的社会または国家 *la società politica o Stato*」との二つの階層 *due grandi «piani» superstrutturali* に区分した上で、「《市民社会》とは、俗に《私的》と呼ばれている諸組織の総体のことである…。二つの階層はそれぞれ [前者が] 支配的グループが社会全体に及ぼす《ヘゲモニー *egemonia*》の機能に、[後者が] 国家および《法的統治》という形で表現される《直接的支配 *dominio diretto*》ないし命令 *comando* の機能に対応している。」(Q12 § 1, Gramsci, 1975, Vol.3, pp.1518-19. 以下『獄中ノート』からの引用はノート番号のみ記す)。グラムシは、広義の国家を政治的社会＝狭義の国家と市民社会との均衡として把握している(Q6 § 88)。

(3)市民社会は、政治的行動が展開される場面として上部構造に属するが、それは、土台において発生する相対立する経済的利害の錯綜した関係を「解釈し」、それを政治的諸運動へと翻訳する媒介機能を有している。グラムシは市民社会のこの媒介機能を、「客体から主体への移行」または「必然から自由への移行」として把握し、この機能を「カタルシス」と名付けている(Q10 § 6)。グラムシにとって市民社会とは、自己の所属する集団の経済的諸利害に制約され、それを受動的に表現するだけの政治を克服して、政治を自由な主体による一つの倫理的行為として遂行することを可能にする社会水準のことである。ここから政治を必要悪としてではなく、一つの集団的文化の創出の問題として捉える構想が生まれてきた。

(4)以上の構想からグラムシはマルクスによって提起された「国家の終焉 *la fine dello Stato*」の問題を「政治社会の市民社会への再吸収 *il riassorbimento della società politica nella società civile*」の問題として再定式した((Q5 § 128)。この再吸収は、到達目標というよりは、むしろ不断の運動過程と見なされているが、グラムシはこの運動を概念的に「調整された社会 *la società regolata*」と呼び、それはまた「倫理的国家 *Stato etico*」ないし「市民社会」と言い換えられている(Q6 § 88)。

(5)近代において支配的となった経済的土台－政治的国家の二項図式の中で倫理性を喪失していった政治的行為(必要性=受動性の政治)に再び倫理性と文化性を与えることを市民社会の課題としたグラムシの構想の内に、市民社会概念の伝統の再生が明確に読みとれる。同時に、マルクスにおいて一旦市民社会概念から切り離されて構想された政治的国家(の支配)からの解放の問題を、再び市民社会論の問題圏の中に統合し、西欧社会思想史の伝統との接点を再構成しえたこと、これがグラムシの功績である。

参考文献

Gramsci, Antonio (1975), *Quaderni del carcere*, 4 volumi, Torino 1975.

Hegel, G. W. F. (1821), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse* (1821), *Werke*, Bd.7, Suhrkamp Frankfurt am Main 1970.

Marx, Karl (1857-58a), *Ökonomische Manuskripte 1857/58*, MEGA 2-1-2, Berlin 1981.

(1859), *Zur Kritik der politischen Ökonomie Erstes Heft*, MEGA 2-2, Berlin 1980.

(1894), *Das Kapital, Dritter Band* (1894), *Werke*, Bd.25, Berlin 1970.

Rousseau, Jean-Jacques (1762), *Du contrat social* (1762), Union Général d'Édition, Paris 1973.

Smith, Adam (1766), *Lectures on Jurisprudence*. Repot dated 1766, *Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek et al., Oxford 1978.

平子友長(1984),「近代市民社会理論の問題構成」, 佐藤和夫ほか『市民社会の哲学と現代』青木書店.

(1991),『社会主義と現代世界』(特に pp.365-372), 青木書店.

Weber, Max, (1920), *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Tübingen.